



会 議 録

八幡市教育委員会

開 催 日 時	令和3年7月13日（火曜日） 午後3時～午後3時45分	
場 所	分庁舎2階 会議室A	
出席委員名	小 橋 秀 生（教育長） 橋 本 陽 生（職務代理者） 佐 野 恵理子	八頭司 めぐみ 狩 野 理恵子
委員を除く出席者の職・氏名	部 長 辻 和 彦 部付部長 田 中 孝 治 部 次 長 川 中 尚 部 次 長 佐 野 泰 博 （生涯学習センター館長事務取扱） 教育総務課長 長 尾 忠 行 学校教育課長 古 住 新 社会教育課長 辻 博 之 文化財保護課長 八十島 豊 成 保育幼稚園課長 成 田 孝 一	教育支援センター所長 濱 田 将 行 教育集会所館長 畑 中 敏 之 図書館長 佐 野 正 樹 学校教育課主幹 四 本 篤 史 保育・幼稚園課主幹 高 瀬 栄 津 子 教育総務課主幹 山 口 潤 也
1. 開 会		
2. 報 告 事 項		
(1) 近畿国立・公立幼稚園・子ども園長会研究会について		(保育・幼稚園課) ※資料なし
(2) 令和2年度図書館年報について		(市民図書館) ※資料1
3. 議 題（協議事項）		
(1) 八幡市の教育行政について		
4. その他		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 園、学校訪問について</li> <li>◦ 配布資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・きょうとふの教育 No. 147</li> </ul> </li> </ul>		
5. 閉 会		
※次回定例教育委員会		
日時：9月14日（火）午後3時から		
場所：分庁舎2階 会議室A		
※学校訪問先		
八幡幼稚園（10：30）		
八幡小学校（11：30）		



	内 容
[ 教 育 長 ]	<p>1. 開 会            それでは、令和3年7月度の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>2. 報告事項からお願いします。(1) 近畿国立・公立幼稚園・子ども園長会研究会について、事務局より報告願います。保育・幼稚園課。</p>
[ 高 瀬 主 幹 ]	<p>2. 報 告 事 項            (1) 近畿国立・公立幼稚園・子ども園長会研究会について            令和3年度近畿国公立幼稚園・こども園長会研究会についてご報告申し上げます。            令和3年度近畿国公立幼稚園・こども園長会研究会で、橋本幼稚園が研究発表をいたします。8月4日に京都呉竹文化センターで行われる予定でしたが、中止となり、録画撮りをしての発表となります。            研究テーマは、「資質と専門性の向上を目指す教員の育成」。サブテーマとして、「主体的に活動する幼児を目指して～やってみよう！やってみよう！～」でございます。            発表内容はDVDで各府県に2枚ずつ配布され、動画配信もあると聞いておりますが、日程については未定でございます。            以上でございます。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>ただいまの報告事項につきまして、委員よりご意見、ご質問等がございますか。無い様なので次に、(2) 令和2年度図書館年報について、事務局より報告願います。市民図書館長。</p>
[ 佐 野 館 長 ]	<p>(2) 令和2年度図書館年報について            令和2年度図書館年報についてご報告申し上げます。資料1をご覧ください。            表紙をめくっていただきますと、「はじめに」でございます。これは2年度の事業内容を簡単にまとめたものになります。八幡市民図書館は、令和2年12月25日で開館40周年となりました。令和2年度の年間貸出し冊数は449,697冊で、市民1人当たり6.4冊の資料が貸し出しされました。また、利用者は7,717人で、市民の11%の方が図書館を利用されました。            なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月22日から5月19日まで完全休館とするなど感染拡大防止に努めております。            今後も市民の方に親しんでいただける施設として、市民生活を支援するための情報や資料の収集に努めてまいります。            以上、簡単ではございますが、年報の報告とさせていただきます。</p>
[ 教 育 長 ] [ 橋 本 委 員 ]	<p>ただいまの報告事項につきまして、委員よりご質問等がございますか。            図書館は教育において、特に重要性を増しているものだと思います。また生涯学習の視点においても、幅広い活躍の場というものが求められていると思います。そういう中で、2点質問いたします。1点目は、各学校関係のGIGAスクール構想、あるいはコロナ禍で家庭での学習、自主学習、生涯学習の観点からも、各個人が色々な興味、関心に応じて図書的なものに触れる機会を広げる場だと思っています。意味で、また特にICT環境が大きく変化する中で、図書館のニーズに対する提供が変わったところがあるのかどうか。あるいは、著作権に関わらない部分で自主的に何か提供できる様な、デジタル化に対応できるものが広がっているのか。私もこの分野は全然分かりませんので、全国等でどの様な動きがあるのか、ご承知であればお教えいただきたいと思っております。2点目は、今までは大学等にも何かという学術書をお借りする機会が多かったわけですがけれども、学術書関係を依頼する場合には、全国どこでも送っていただく、そういう輸送費用というんですか、送付費用だけで調達することが可能なのかどうか。もし分かる様でございましたら、お教えいただきたいと思っております。</p>
[ 佐 野 館 長 ]	<p>まず、ICTの関係ということですが、電子図書館というのが実はございます。宇治市が今年から導入をしておりますけれども、その数もやっぱり少しずつ増えてきているので、今後の検討課題かなというふうには思っているところです。ただ、なかなか1冊当たりの単価がかなりお高いということと、あと、新しい本がなかなか電子化されないという課題もございますので、これから検討ということになると思っております。</p>



2点目の学術書の関係ですけど、10ページに相互協力依頼というのがあります。日本国内の図書館にあれば、別に郵送料も不要で借りることができますけれども、実際の、これだけの数の図書館のほうで本が貸し借りされているという状況になっております。

以上です。

[ 教 育 長 ]

他に何かご質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、ない様でありますし、これで報告事項を終結いたします。

次に、3. 議題に入らせていただきます。(1)「八幡市の教育行政について」を議題いたします。

委員の皆様からご意見、ご質問等、何かございますか。

### 3. 議 題 (協議事項)

(1) 八幡市の教育行政について

[ 狩 野 委 員 ]

教育行政かどうか分かりませんが申し訳ございません。もうすぐ子どもたちが夏季休暇に入るかと思えます。その間は先生方の研修の良い機会でもあると思うので各学校がいろんな授業の方法を研究できる期間ではないかなと思います。まずは先生方が学校間、先生間の交流であったり、今後の研修であったりということで、ICTを使った授業の進捗状況や授業中の状態などを少し教えていただきたいと思えます。

[ 川 中 次 長 ]

GIGAスクール構想に関わる部分でございますけれども、私どものほうで基本的にICT機器は、基本的には必要であれば使う。要はそれが子ども達にとって効果的であれば使っていただく。そこはやはり教師の力量の部分ではないかなと思っているところです。だから、この3年間は学校間の格差であったり、学級間の格差であったり、学年間の格差はある意味致し方ないかなと思います。以前も発言させていただいたと思えますが、やら無い方に合わせるんじゃなくて、やる先生がどんどんできる様な体制に持っていきたい。それをお互に見合う中で、より高みのある形で広げていきたいというのが、私どもの今回の導入に関する思いでございます。そういうことですので、基本的に私どものほうから、基本的な研修は市教委主催で既に3回やっておりますけれども、それ以外の研修は割と先生方が自主的に、各学校で自主的に取組を進めていただいております。聞いたところによりますと、この前の臨時休業の時に、急遽1時間ほどICTを使った研修をしたとか、それから、時間がちょっとあると、30分とか15分とかの隙間の時間を、職員会議が始まるまでの15分間で研修をしているだとかという様な形で本当に各学校が自主的に、主体的に取組を進めていただいております。あまりIT、ITと言うと、抵抗的な部分も出てくるのかなと思っているところです。私どもとしても当然、市全体の底上げというところもございまして。授業改善という点もございまして、その面からいきますと、7月7日に各学校のICTの得意な先生を集めまして、教育過程検討委員会のGIGAスクール部会というものを立ち上げました。第1回目を7月7日に行いまして、各校の取組を交流したところです。今後は、今回タブレットの中にそういう共有するマイクロソフトのチームズ(<https://www.microsoft.com/ja-jp/microsoft-teams/log-in>)というものも入っておりますので、その様なものを使いながら、あえて集合しなくてもそのような情報が交流できれば、「うちの学校ではこんな授業をしましたよ」みたいな形の交流がオンライン上でできる様な仕組みを既に構築しております。その仕組みを先生方が積極的に使っていただける様な、また京都府もそうですし、文部科学省のスタディーエックス([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_01097.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_01097.html))というデジタルDX([https://monstar-lab.com/dx/about/digital\\_transformation/](https://monstar-lab.com/dx/about/digital_transformation/))の部分ですけど、スタディーエックスという様な形で、かなりたくさんの実践事例を教科ごとや学年ごとにまとめた形でつくっていただいておりますので、そういうものも紹介しながら今後進めてまいりたいと考えています。使うことが目的になってしまうと、これは絶対に本末転倒になってしまいますし、多分このGIGAスクール構想自体が私は失敗してしまうと考えておりますので、別に使わない先生は使わなくても良いという様な形の指導も含めて、今現在進めているところでございます。

[ 教 育 長 ]

他に何かご意見、ご質問等はございますか。



[ 橋本委員 ]	<p>G I G Aスクール部会という、各学校で一人あるいは複数のICT化へ積極的な方がおられることが一番重要なことです。これについては非常に賛同いたします。ぜひ幅広い知識をそういう方々に提供され、各学校で底上げができる様に進めていただきたいと思います。</p> <p>一方、心配しますのは、コロナ禍の時期に学校訪問で感じることは、確かにタブレットを使う授業を今日は、沢山拝見しました。操作の失敗も含めて、何でも良いから使うことが重要な時期であることは確かですが、同時にコロナ禍の中での対面授業がないと声を出すことも触れ合うこともできません。学習指導要領ではそこを重視していて、話し合いを通じて合意形成を図るとか、深い学びにつなげていき肌の触れ合いや目と目を合わせて心を通わす、こういう体験というのか日常生活が少なくなっている。一方では、このG I G Aスクール構想、タブレットに頼ってというわけじゃないですけども、なかなかこの広がりにつながりというのか、違う方向でのつながりやコミュニケーション能力があって、本当に大事な人間的なつながりの部分がどうなっていくのかなということを感じました。別にこれでどうということありませんが、ぜひやれるところについて、やれる様な工夫をされて、ぜひ並行してこのG I G Aスクール構想を進めていく指針と併せて、新しい学習指導要領の根本的なところ、コミュニケーション能力、深い学び、主体的な学び、そういう共同的な学び等々のところについても、ぜひお示し、指導していただくとありがたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
[ 教育長 ]	他に何かご意見、ご質問等はありませんか。
[ 佐野委員 ]	<p>教育行政と関わるかどうかわかりませんが、最近交通事故が多くなっていると思います。6月28日、千葉県八街市の市道で飲酒運転のトラックが、下校中の朝陽小学校の児童の列に突っ込み2人死亡、1人意識不明の重体、2人が重傷を負う事故がありました。信号機と横断歩道を先に作らずガードレールの設置と市道の拡充を先にしておけば、もう少し児童が助かった可能性はあると思います。実際、八幡市でも以前児童を巻き込んだ事故があったと思います。今、PTAから要請が出ている様な位置は実際あるのか。見直しを今どの様にさせているのか、教えていただきたいと思います。</p>
[ 川中次長 ]	<p>今、私の手元にあるのが令和元年度の調査データです。実は毎年夏休みに調査を学校側と行い。実際に子ども達と教員が歩きながら危険箇所調査を行います。PTAが入ってきていただいている学校もあります。その通学路の危険箇所の集計結果を見ますと、小学校で89か所、中学校で36か所、合計125か所が一応危険箇所という形で上がってきております。当然ながらその内容につきましては、色々ありますが、特段危険なところについては平成24年に発生した事故のときに調査して、3年間の緊急プログラムという形で私達も対策を進めたわけですが全てに対策を打てたかということ、そうではありません。正直なところ、ハード面の対策となりますとやはり予算の関係もありますので、例えば看板をつけるなど様々なことをしていただいています。この間、八幡市においては、特にゾーン30の展開を大幅に進めていただいておりますので、その辺りも1つの成果ではないかなと考えているところです。今年度につきましてはあの事故を受けまして、市と私ども教育委員会も含めて、何らかの形での点検が必要であると考えております。その通知も来ておりますので、その辺りを基にまた今後、進めてまいりたいと考えているところです。</p>
[ 教育長 ]	他に、ご意見ご質問はありますか。
[ 狩野委員 ]	<p>先日、有都小学校の事故がありましたけれど、きっと急速に対応されたと思いますし、あのとき怪我する児童が居なく本当によかったなと思えました。あの事故の後八幡市の中で危険箇所の点検などをどの様に対策をされたのかを聞かせただけならありがたいと思います。</p>
[ 山口主幹 ]	<p>教育総務課です。有都小学校の件につきましては、現在使用を停止して、調査を進めている途中でございます。調査結果の内容を踏まえて、その他の展開を今後、検討していくということで、引き続き教育環境の安全確保に努めていきたいと思っております。</p>
[ 狩野委員 ]	他の学校では危険箇所等は、いかがなものでしょうか。
[ 山口主幹 ]	今回のところ、特殊な要因があるのではないかと今のところは見ておりますので、同じこ





[ 教育長 ] [ 橋本委員 ]	とが同じ様に起きるとは、現行では考えておりません。 他に何かご質問、ご意見等はございませんか。 最近、通った関連法案で医療的ケア児支援法 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/service/index_00004.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/service/index_00004.html</a> ) というのが上がっておりました。差別解消法の際にも、エレベーター設置や何やかやで非常に対応が大変だったと思うんですけども、私も学校訪問をしましても、医療的ケアを要する児童、生徒さんおいでになります。新たにこういうふうな法案が通った中で対応すべき対象というもので、かなり深刻な問題が起こっていることはあるのでしょうか、無いのでしょうか。あまり関係無いのかどうか、この辺を心配しておりますので、よろしくお願ひします。
[ 川中次長 ]	今、特に医療的ケアの部分で緊急を要する様な事情等というのは、私どもとしては把握をしておりません。ただ今後、酸素吸入が必要な子ども達とかが来た場合、どの様な形で受入れを進めていくのか。合理的配慮ができるところとでき無いところがあるかは考えておりますので、特にその辺りの課題が一番大きいのかなというふうには考えております。現実問題の状態でお話しさせていただきますと、医療的ケアかどうかということは少し置いときまして、給食のアレルギー関係はかなり重篤になるケースもありますので、この辺りは学校としては、かなり神経を使っているところです。本当にそのまま命に関わる様な重篤なアレルギーを持つ子ども達が学校には来ておりますので、その辺り当然管理はしていますが、なかなか人的な部分だけではフォローし切れ無い状況があるというふうな部分では、今後何か必要な手だて、施策を打たなければなら無いのかなというふうに検討しているというか考えているところです。
[ 教育長 ]	ありがとうございます。他に何かご意見、ご質問等はございませんか。 それでは、無い様でありますので、本日の議題を終結いたします。 次に、4. その他に入らせていただきます。 本日の園・学校訪問についてのご意見はございませんでしょうか。よろしくお願ひします。
[ 狩野委員 ]	<b>4. その他</b> ○園、学校訪問について 本日は八幡第四幼稚園とくすのき小学校を訪問させていただき、質問が2点ございます。まず1点目は、八幡第四幼稚園のほうで質問をさせていただいたことですが、ポケットWi-Fiが園のほうにも置かれるようになったと伺いました。私が1月に委員にならせていただいたときは、幼稚園にWi-FiなどのICTに関するものは無くて困っている状況でしたので、早速設置していただいた事について、お礼を申したいと思ひます。しかしながらその活用について、役所でチューナーを借りてきて、園で見られるというような状況だということ伺いました。この夏もオンラインによる研修会というのが沢山ございます。それから、恐らく橋本幼稚園の三家本園長が発表される部分は、オンラインでされると思ひます。その様な研修会にしっかり参加していこうと思ったら、園にはそれに対応のコンピューターが必要ではないかなと思ひますので、今後その辺のご配慮をお願ひしたいと思ひます。 次、2点目です。くすのき小学校には第二幼稚園の跡地、第四幼稚園のところには第四小学校の跡地が、本当に廃校になっているのかと思ひました。第二幼稚園のほうも外側から見ましたが、草がぼうぼうで、ここで以前は子ども達が声を上げて生活していたんだなという部分がありましたのに、どんどんこれから廃れていくというか、今の状態ではどうなっていくのかなということでもとても寂しい思いをしました。第四小学校のほうも同じです。向こうは廃校になってから随分日にちがたちますので、本当にあちこち廃墟に近い状態になってきているかなと思ひます。今後、特に廃校、廃園の施設の跡地を教育委員会として、又市として、どのようにお考えなんかなというのをお聞かせいただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。
[ 辻部長 ]	学校、園の跡地の利用につきましては、大きな政策の話になりますので、私とか、また教育委員会と言うよりは市、市長のお考えになりますので、私ども、答えられる範囲を越えていますので答えられませんが、第四小学校あるいは四幼ですね。第四小学校につきまし



ては、一応はこの本庁の新庁舎というので絡んでいまして今まで留保されていたわけですが、今後、五小も含めましてどういう展開になるか、方向については今私のほうでは答えられないので、ご容赦いただきたいと思います。

第二幼稚園のほうはまだ今休園状況でありますので、お休み状況。まだ廃園ということではありませんので、今後、何らかの形で活用されるかもしれませんし、今はくすのき小学校の方にお貸しして活用させていただいておりますので、今後、使用園施設の改編に伴っても対応が変わってくるかと思えます。今はこの辺ぐらいのところでございます。

以上です。

[ 教 育 長 ] 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

[ 狩 野 委 員 ] 先ほどの1点目に言いましたコンピューターの件では、いかがですか。

[ 成 田 課 長 ] ウェブ会議用のパソコンでございますが、我々市の職員も利用する場合はIT推進課のほうに事前に申し出て予約を取らなければいけないという状況でございます。このコロナ禍において、一応専用端末も少しではありますが、台数のほうは増やしていただいているのかなとは思っておりますので、また今後、どのように展開されていくのかというのはまた所管部のほうとも確認しておきます。

[ 辻 部 長 ] 追加ですが、一応皆さんもご覧になられている通り、本庁でしたらそれぞれの机に端末が1台あるいは2台、私どもは2台置いている者もあります。これはネットにはつなげられない端末と考えていただいたら結構なので、あそこで今、ウェブ会議はできないです。ウェブ会議は本庁職員でも、ウェブ会議ができる場所にパソコンを持ってきて、セッティングしてやっている状況でございますので、それは総務省のほうできっちりウイルスあるいはハッカー対策として、必ず行政の情報と、個人情報ですね、皆さん市民の情報を扱うものと分けて、さらにネットの環境はまた別の端末でということで、物理的に完全に分けていますので、なかなか自席でテレビ会議というか、リモートでの会議というのは今できない状況でございます。そういう意味で、園のほうもわざわざこっちへ来て、パソコンを持って帰ってというのは距離等の問題はある不便ですけども、基本条件は同じと考えていただいて結構だと思います。

[ 教 育 長 ] ありがとうございます。他に何かございませぬか。よろしいでしょうか。

それでは、これにてその他を終結いたします。

次に、4. 配布資料について入らせていただきます。教育総務課。

。 配布資料

[ 長 尾 課 長 ] 今日の配付資料ですけども、1点あります。

・きょうとふの教育 No. 147

以上です。

[ 教 育 長 ] ありがとうございます。この点につきまして、何かご質問とかご意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、これにて配布資料については、終結いたします。

次に、次回、定例教育委員会の日程について、事務局より説明願います。教育総務課。

[ 長 尾 課 長 ] 次回の定例教育委員会でございます。9月14日火曜日、午後3時から、分庁舎2階の会議室A、この場所で行いますので、よろしく願います。

学校の訪問でございますけども、八幡幼稚園と八幡小学校を予定しております。八幡幼稚園が10時半というふうになっております。

以上です。

[ 教 育 長 ] ありがとうございます。次回の定例教育委員会につきましては9月14日ということで、よろしく願いたいと思えます。

他にこの際何かご発言はございませんか。よろしいでしょうか。

## 5. 閉会

それでは、以上をもちまして、7月度の定例教育委員会を閉会させていただきます。ご苦労さまでございました。

# 年 報

令和2年度（2020年度）



八幡市立

八幡市民図書館

男山市民図書館

## はじめに

八幡市立図書館（八幡市民図書館・男山市民図書館・自動車文庫）は、市民の本棚として、赤ちゃんからお年寄りまで気軽に利用してもらえるよう、その運営に努めています。八幡市民図書館は令和2年12月25日で開館40周年となりました。

令和2年度の年間貸出冊数は449,697冊で、市民一人あたり6.4冊の資料が貸出されました。また、利用者数は7,717人で、市民の11%の方が図書館の資料を利用されました。

自動車文庫の運行につきましては、市内26ヶ所を3週間に1回巡回する定期巡回に加え、市内保育園へ巡回を3回行いました。

障がい者サービスにつきましては、引き続き、デイジー図書の郵送貸出、資料の送達やボランティアサークルによる対面朗読等を行うとともに、福祉施設へ図書館司書おすすめの本を配達するサービスも2年目になりました。

ヤングアダルトサービスにつきましては、京都府立京都八幡高等学校との交流も6年目となり、自動車文庫の巡回を4回開催するとともに、図書館司書と高校生・教諭がおすすめの本を紹介する「POPフェス」を高等学校と図書館にて巡回展示しました。

子育て支援事業の一環として、マタニティスクールに図書館司書が出向き、「子どもと絵本のかかわり」について年間3回お話しをさせていただきました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月11日から21日まで、および5月20日から5月31日まで予約貸出のみで開館、令和2年4月22日から5月19日までは完全休館、6月1日から30日までは閲覧席を無くした状態で開館、7月1日から令和3年3月31日まで閲覧席縮小で開館といたしました。

これからも市民に親しんでいただける施設として、子育てや健康推進をはじめとする市民生活を支援するための情報や資料の充実に努めてまいります。

# — も く じ —

	ページ
沿 革	2
貸出 (月別／自動車文庫ステーション別)	5
ベストリーダー	8
貸出 (年度別)	9
リクエスト・相互協力	10
障がい者サービス・その他のサービス	11
所蔵資料	12
利用者数	13
各種指標	14
図書館協議会・予算・決算	15
テーマ展示コーナー	16
八幡市立図書館条例・規則	17

# 沿革

昭和51年11月 (1976)	大型バスを改造した移動図書館車「ふるさと」による巡回貸出開始。 事務所を男山八望の市コーナー内に設ける。
昭和55年 1月 (1980)	市の基本構想に定めた“緑豊かな文化の都市づくり”の施設として、図書館を建設するための図書館準備室を教育委員会事務局内に設ける。
12月	八幡市八幡菖蒲池の旧市役所庁舎跡に八幡市民図書館が新築落成。 12月25日に開館式を挙、同日午後1時から業務開始。
昭和57年 4月 (1982)	朗読ボランティアによる対面朗読サービスを開始。
昭和58年 4月 (1983)	休館日を毎週木曜日から月曜日に変更し、コピー手数料を1枚50円から20円に値下げするなどの、図書館条例及び規則の一部を改正。
7月	自動車文庫「ふるさと」の改造。 (図書収容冊数を1,200冊から1,800冊に増加)
昭和60年 2月 (1985)	八幡市民図書館朗読ボランティア・サークル発足。
6月	レコード、カセットテープの貸出開始。 電話朗読サービス開始。
昭和61年 1月 (1986)	コンピュータをライブラリアンK-3(日本メモレックス)からメルコム80(三菱電機)に変更。
12月	CD(コンパクトディスク)の貸出開始。
昭和62年 3月 (1987)	自動車文庫「ふるさと」を新車に更新。 新車は29人乗マイクロバス改造で、収容冊数は2,300冊となる。
平成 2年 3月 (1990)	参考図書室と事務室の改修工事を施工、成人図書室に隣接して参考図書室を設置。事務室を3階に移転。
平成 3年12月 (1991)	八幡市男山竹園に男山市民図書館(現八幡市立生涯学習センター1階)新築落成。 12月1日に開館式を挙、同日午後1時から業務開始。 個人貸出の冊数制限を一人4冊2週間から12冊3週間とする。
平成 9年 4月 (1997)	八幡市駅前の観光案内所に、返却ポストを設置。
12月	コンピュータをパソコン(三菱電機)によるクライアント・サーバ方式に変更。利用者用蔵書検索端末を設置。
平成10年10月 (1998)	開館以来、八幡市立図書館の貸出総数が1,000万冊を達成。
11月	当市保健予防課主催のマタニティ・スクールに司書が参加し、「乳幼児と本」の講座を開始。
平成11年 3月 (1999)	八幡市立図書館条例及び規則の一部を改正。
4月	コピー手数料を1枚10円に値下げ。
7月	八幡・男山市民図書館の両館で、除籍雑誌のリサイクル市を開催。
平成13年 1月 (2001)	開館20周年記念式典を挙。 自動車文庫「ふるさと」を新車に更新。 (車両は、LPガス使用のデリバリータイプで、収容冊数1,000冊)
平成14年 1月 (2002)	京都府総合目録ネットワークに参加。
平成15年 1月 (2003)	八幡市立図書館のホームページを開、インターネットによる蔵書検索が可能となる。

平成15年 6月 (2003)	橋本公民館内に返却ポストを設置。
平成16年 3月 (2004)	コンピュータ・システムを更新(5代目)、利用者用端末を増設。
6月	八幡市民図書館1階児童図書室に「教科書センター」を併設。 小・中学校検定済教科書の展示、貸出を実施。
10月	インターネットによる予約受付と、Eメールによる取置き連絡サービスを開始。
平成17年 1月 (2005)	図書館協議会より「市民図書館の管理運営のあり方について」の答申を受ける。
3月	「八幡市子どもの読書活動推進計画」を策定。
平成19年 3月 (2007)	京都府立図書館のインターネット取寄せサービスの窓口業務を開始。
4月	土曜日にあたる祝日を閉館とする。
平成20年 6月 (2008)	八幡市民図書館2階参考図書室に、イントラネット端末を2台設置し、インターネット情報検索機能を整備。
12月	男山第二中学校ブロック推薦図書目録『本っておもしろい読書ってたのしいーあの先生がすすめる1冊ー』小学生版、中学生版を発行、配布。
平成21年 7月 (2009)	コンピュータ・システムを更新。 京都府図書館総合目録ネットワークの横断検索稼働。
平成22年 3月 (2010)	八幡市立小中学校教員・市民図書館員・教育委員・教育長・市長による、推薦図書目録『みんなの本だな 小学生版』『みんなの本棚 中学生版』を作成、配布。
6月	朝日新聞オンライン記事データベース(聞蔵Ⅱビジュアル)の利用開始。 (八幡市民図書館内の市民用インターネットパソコンで提供。) 子育て支援コーナーを八幡市民図書館児童室に新設。 (マタニティと子育て関連図書を児童図書室に集約。)
平成23年 6月 (2011)	休館日を変更。 (八幡市民図書館は毎週金曜日を休館、男山市民図書館は毎週月曜日・祝日の翌日を休館。)
10月	子育て支援コーナーを男山市民図書館に新設。
平成24年 2月 (2012)	ヤングアダルトコーナーを八幡市民図書館児童室に設置。
4月	「八幡市子どもの読書活動推進計画(第二次)」を策定。
8月	美濃山コミュニティセンター内に返却ポストを設置。
平成25年 2月 (2013)	館外書庫(旧東小)運用開始。
12月	観光パンフレット等市内情報のコーナー設置。
平成26年 9月 (2014)	八幡市民図書館大規模改造工事実施(～27年3月)。
12月	コンピュータ・システムを更新。
平成27年 4月 (2015)	八幡市民図書館リニューアルオープン
平成28年12月 (2016)	男山市民図書館空調設備等改修工事実施及び休館 (28年12月13日～29年2月28日)
平成30年 4月 (2018)	「八幡市子どもの読書活動推進計画(第三次)」を策定。
平成30年11月 (2018)	雑誌スポンサー制度導入(契約行為)



- |                   |  |
|-------------------|--|
| 令和元年 8月<br>(2019) | 福祉施設への貸出しサービス開始（デリバリー方式）。                        |
| 12月               | コンピュータ・システムを更新（プライベートクラウド方式）。                    |
| 令和2年 3月<br>(2020) | 自動車文庫「ふるさと」を新車に更新。<br>(図書収容冊数を1,000冊から1,100冊に増加) |
| 令和3年 3月<br>(2021) | 図書除菌機を八幡市民図書館、男山市民図書館に設置。                        |

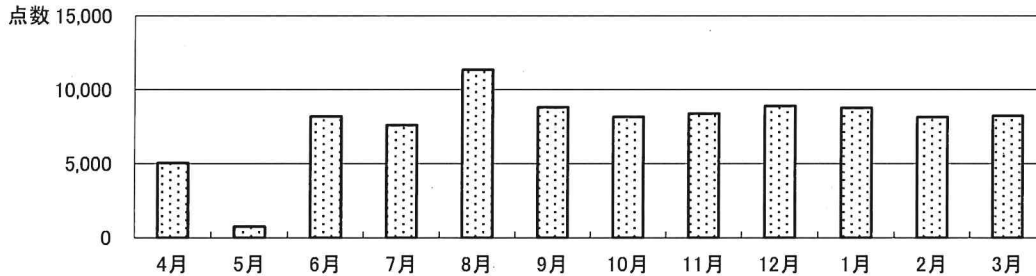
# 令和2年度 月別個人貸出点数 (資料別・対象別)

(単位：冊)

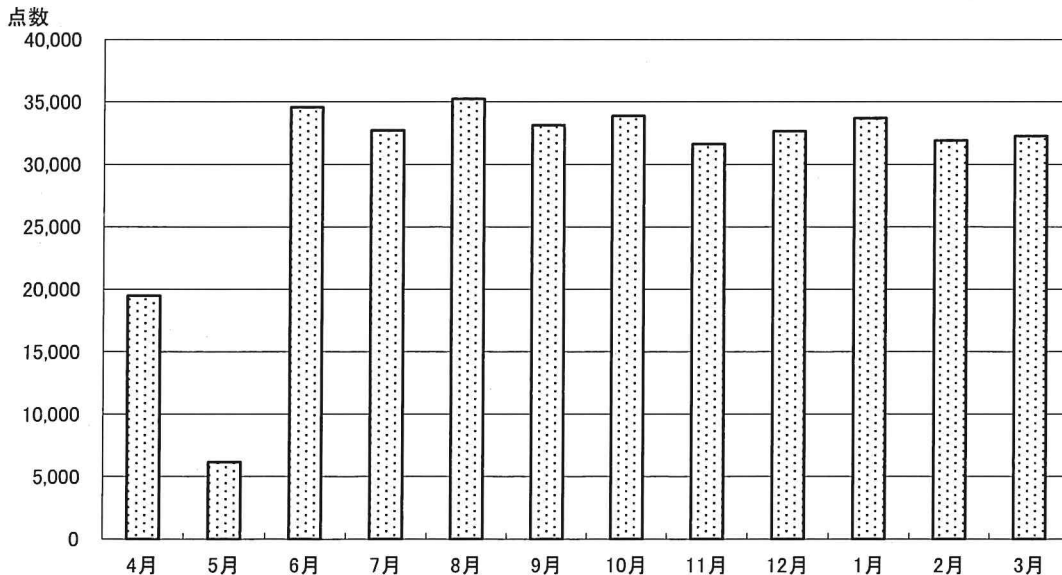
## ◆ 全館合計 ◆

月	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
令和2年 4月	5,041	17,982	31	31	1,193	241	24,519
5月	738	5,589	12	1	542	20	6,902
6月	8,191	31,576	65	49	2,367	520	42,768
7月	7,602	30,049	49	43	2,107	483	40,333
8月	11,357	32,363	43	55	2,315	465	46,598
9月	8,812	30,515	33	48	2,077	463	41,948
10月	8,171	31,118	35	28	2,248	447	42,047
11月	8,372	29,034	23	26	2,086	464	40,005
12月	8,910	30,108	53	38	1,982	476	41,567
令和3年 1月	8,769	31,096	54	26	2,101	427	42,473
2月	8,147	29,488	44	31	1,932	407	40,049
3月	8,221	29,697	48	57	1,980	485	40,488
合 計	92,331	328,615	490	433	22,930	4,898	449,697

## ▼ 全館 児童用資料貸出点数(図書・雑誌・紙芝居)



## ▼ 全館 成人用資料貸出点数(図書・雑誌・視聴覚)



◆ 八幡市民図書館 ◆

月 (開館日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
令和2年 4月 (18)	2,412	8,133	25	20	562	95	11,247
5月 (9)	342	2,506	7	1	264	15	3,135
6月 (25)	3,949	15,249	41	39	1,136	253	20,667
7月 (24)	3,275	13,754	33	31	998	220	18,311
8月 (25)	5,691	15,855	28	42	1,110	192	22,918
9月 (23)	3,953	13,708	15	34	886	173	18,769
10月 (25)	3,713	14,386	28	17	1,021	142	19,307
11月 (23)	3,833	13,709	16	20	1,028	173	18,779
12月 (24)	4,122	14,157	41	26	1,008	170	19,524
令和3年 1月 (21)	4,219	13,875	41	16	943	156	19,250
2月 (21)	3,729	13,531	31	21	949	150	18,411
3月 (22)	3,795	13,628	36	44	921	173	18,597
合 計 (260)	43,033	152,491	342	311	10,826	1,912	208,915

◆ 男山市民図書館 ◆

月 (開館日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
令和2年 4月 (18)	2,220	9,401	6	11	597	146	12,381
5月 (10)	322	2,949	5		261	5	3,542
6月 (24)	3,622	15,464	24	10	1,176	267	20,563
7月 (24)	3,733	15,698	16	10	1,069	263	20,789
8月 (25)	5,274	15,879	15	13	1,167	273	22,621
9月 (24)	3,954	16,043	16	14	1,141	290	21,458
10月 (26)	3,779	16,005	7	9	1,154	305	21,259
11月 (23)	3,857	14,593	7	6	1,010	291	19,764
12月 (24)	4,100	15,274	12	11	897	304	20,598
令和3年 1月 (23)	4,019	16,512	13	10	1,094	271	21,919
2月 (21)	3,549	15,235	13	10	941	257	20,005
3月 (21)	3,942	15,463	9	12	998	312	20,736
合 計 (263)	42,371	168,516	143	116	11,505	2,984	225,635

◆ 自動車文庫 ◆

月 (巡回日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
令和2年 4月 (6)	409	448			34		891
5月 (3)	74	134			17		225
6月 (9)	620	863			55		1,538
7月 (9)	594	597		2	40		1,233
8月 (8)	392	629			38		1,059
9月 (10)	905	764	2		50		1,721
10月 (8)	679	727		2	73		1,481
11月 (8)	682	732			48		1,462
12月 (8)	688	677		1	77	2	1,445
令和3年 1月 (8)	531	709			64		1,304
2月 (8)	869	722			42		1,633
3月 (8)	484	606	3	1	61		1,155
合 計 (93)	6,927	7,608	5	6	599	2	15,147

自動車文庫ステーション別貸出冊数

ステーション名(巡回数)	資 料			計	1回当たり 貸出数 (前年度比)
	児 童	成 人	参考・郷土		
南ヶ丘児童センター (16)	89	26		115	7.2 (+6.5)
南ヶ丘保育園 (15)	205	3		208	13.9 (-2.0)
山 田 (16)	116	122		238	14.9 (+0.4)
長 町 北 (16)	83	80		163	10.2 (-10.6)
長 町 南 (16)	5	775	1	781	48.8 (+3.9)
樋 ノ 口 (16)	18	69		87	5.4 (-8.7)
橋 本 栗 ヶ 谷 (15)	17	377	1	395	26.3 (+14.5)
橋 本 塩 釜 (16)	127	558		685	42.8 (+12.8)
橋 本 西 山 本 (15)	11	158	1	170	11.3 (-1.7)
橋本あらかし公園 (15)	156	818		974	64.9 (+11.8)
川 口 (16)	126	380		506	31.6 (+8.4)
岩 田 岩 ノ 前 (15)	7	24		31	2.1 (-5.2)
岩 田 松 原 (16)	9	118	1	128	8.0 (+1.3)
上津屋里垣内 (16)	14	196		210	13.1 (+1.6)
下 奈 良 今 里 (16)	404	62		466	29.1 (-6.8)
内 里 (15)	128	259		387	25.8 (+3.5)
有 都 小 学 校 (16)	192	40		232	14.5 (-18.5)
美 濃 山 御 幸 (15)	128	123		251	16.7 (+2.9)
美 濃 山 幸 水 (16)	157	462		619	38.7 (+17.6)
男 山 笹 谷 (15)	267	364		631	42.1 (+13.8)
西 山 足 立 (15)	31	417		448	29.9 (+6.8)
美 濃 山 小 学 校 (16)	1,562	204		1,766	110.4 (-16.5)
ケアハウスポポロ (16)	5	133		138	8.6 (+3.7)
ファインカーテンスクエア (15)	2,116	1,425	1	3,542	236.1 (+41.2)
子育て支援センター (16)	622	396		1,018	63.6 (-14.9)
男 山 石 城 (15)	30	548	6	584	38.9 (-18.7)
マタニティスクールほか (15)	305	69		374	24.9 (-16.2)
合 計 (420)	6,930	8,206	11	15,147	36.1 (+0.9)

# ベストリーダー

## ◆ 児童図書 貸出ベスト10 ◆

順位	書名	著者名	分類	所蔵冊数	貸出回数
1	おばけのてんぷら	せな けいこ	エホン	24	224
2	はらぺこあおむし	エリック・カール	エホン	31	208
3	ぼちぼちいこか	マイク・セイラー	エホン	26	188
4	むしばいっかのおひっこし	にしもと やすこ	エホン	18	186
5	ねずみさんのながいパン	多田 ヒロシ	エホン	21	183
6	ねないこだれだ	せな けいこ	エホン	21	179
7	100かいだてのいえ	岩井 俊雄	エホン	19	178
8	でこちゃん	つちだ のぶこ	エホン	20	174
9	よりみちエレベーター	土屋 富士夫	エホン	15	173
10	サンドイッチサンドイッチ	小西 英子	エホン	22	166

## ◆ 成人図書 貸出ベスト10 ◆

順位	書名	著者名	分類	所蔵冊数	貸出回数
1	クスノキの番人	東野 圭吾	Fカ	9	182
2	流浪の月	凧良 ゆう	Fキ	9	177
3	ライオンのおやつ	小川 糸	Fカ	8	155
4	希望の糸	東野 圭吾	Fカ	8	153
5	きたきた捕物帖	宮部 みゆき	Fミヤ	8	149
6	落日	湊 かなえ	Fシ	8	139
7	少年と犬	馳 星周	Fハセ	8	137
8	カケラ	湊 かなえ	Fシ	8	134
9	流人道中記 上	浅田 次郎	Fアサ	6	128
10	大名倒産 上	浅田 次郎	Fアサ	6	122

## ◆ 参考・郷土資料 貸出ベスト10 ◆

順位	書名	著者名	分類	所蔵冊数	貸出回数
1	歴史たんけん八幡	鍛代 敏雄	216.2	20	18
2	八幡市誌 第1巻	八幡市誌編纂委員協議会	216.2	18	13
3	男山で学ぶ人と森の歴史	八幡市教育委員会	216.2	7	10
4	謎多き神 八幡様のすべて	田中 恆清	175.9	4	8
5	八幡市誌 第2巻	八幡市誌編纂委員協議会	216.2	18	7
	遊郭	渡辺 豪	384.9	1	7
	家庭の医学 オールカラー版 第2版	野村 馨	490	2	7
6	詳解現代地図 2020-2021		290.3	1	6
	八幡市 ゼンリン住宅地図 2017 06		291.6	2	6
	くずし解読字典	若尾 俊平	728	1	6
	京都と京街道 京都・丹波・丹後	水本 邦彦	216.2	3	6
	第三回 徒然草エッセイ大賞入選作品集 発見	八幡市教育部社会教育課	E	13	6
	八幡の歴史を探究して10年 10周年記念	10周年記念誌編集委員会	216.2	4	6

# 最近10年間の年度別個人貸出点数（資料別・対象別）

（単位：冊）

## ◆ 全館合計 ◆

年度(開館日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
23年度	142,490	435,981	993	826	28,780	12,301	621,371
24年度	136,071	430,010	832	684	28,747	10,677	607,021
25年度	136,834	423,464	827	808	30,110	9,159	601,202
26年度	121,375	379,990	541	550	29,644	7,873	539,973
27年度	136,277	416,281	799	730	30,014	8,387	592,488
28年度	118,917	369,796	744	695	27,907	6,879	524,938
29年度	118,560	380,019	671	668	26,647	6,535	533,100
30年度	113,130	376,049	510	607	24,823	5,800	520,919
元年度	108,525	363,546	419	482	23,719	6,588	503,279
2年度	92,331	328,615	490	433	22,930	4,898	449,697

## ◆ 八幡市民図書館 ◆

年度(開館日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
23年度 (281)	58,767	180,343	693	590	13,411	4,030	257,834
24年度 (283)	55,701	180,584	584	539	13,500	3,244	254,152
25年度 (282)	57,320	179,076	602	594	14,224	2,623	254,439
26年度 (122)	25,791	76,674	236	199	6,014	963	109,877
27年度 (279)	55,600	176,429	567	489	12,081	1,998	247,164
28年度 (283)	59,096	194,835	510	538	14,852	2,690	272,521
29年度 (284)	52,015	173,589	528	489	13,036	1,980	241,637
30年度 (283)	49,022	167,631	384	450	12,030	2,094	231,611
元年度 (267)	46,081	165,264	275	374	11,349	2,085	225,428
2年度 (260)	43,033	152,491	342	311	10,826	1,912	208,915

## ◆ 男山市民図書館 ◆

年度(開館日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
23年度 (284)	78,747	250,809	297	231	15,182	8,268	353,534
24年度 (288)	74,497	244,634	245	140	15,069	7,425	342,010
25年度 (288)	73,170	239,110	221	210	15,649	6,536	334,896
26年度 (289)	88,847	297,105	304	347	23,290	6,909	416,802
27年度 (288)	74,494	234,862	227	239	17,704	6,388	333,914
28年度 (231)	52,228	167,985	227	154	12,626	4,183	237,403
29年度 (286)	58,758	199,570	135	177	13,191	4,548	276,379
30年度 (288)	56,613	201,376	121	156	12,252	3,706	274,224
元年度 (276)	55,703	190,700	131	94	11,735	4,493	262,856
2年度 (263)	42,371	168,516	143	116	11,505	2,984	225,635

## ◆ 自動車文庫 ◆

年度(巡回日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
23年度 ( 92)	4,976	4,829	3	5	187	3	10,003
24年度 ( 98)	5,873	4,792	3	5	178	8	10,859
25年度 (102)	6,344	5,278	4	4	237		11,867
26年度 ( 86)	6,737	6,211	1	4	340	1	13,294
27年度 ( 92)	6,183	4,990	5	2	229	1	11,410
28年度 (107)	7,593	6,976	7	3	429	6	15,014
29年度 ( 99)	7,787	6,860	8	2	420	7	15,084
30年度 ( 98)	7,495	7,042	5	1	541		15,084
元年度 ( 95)	6,741	7,582	13	14	635	10	14,995
2年度 ( 93)	6,927	7,608	5	6	599	2	15,147

# リクエスト（予約）の受付・処理数 （単位：件）

全館 受付数	75,184
▼八幡館 受付数	36,249
カウンター	10,915
館内検索PC	330
携帯	7,483
Web	17,521
▼男山館 受付数	38,935
カウンター	11,044
館内検索PC	777
携帯	9,627
Web	17,487

館\区分		貸 出				未貸出※	合 計
		所蔵	購入	他館借用	小計		
八幡館	児 童	1,451	6	208	1,665	59	1,724
	成 人	26,655	1,488	778	28,921	1,050	29,971
	視聴覚	47			47	25	72
	小 計	28,153	1,494	986	30,633	1,134	31,767
男山館	児 童	1,875	16	163	2,054	126	2,180
	成 人	31,918	1,299	1,005	34,222	1,549	35,771
	視聴覚	46			46		46
	小 計	33,839	1,315	1,168	36,322	1,675	37,997
自動車 文庫	児 童	413	2	33	448	17	465
	成 人	2,556	100	99	2,755	26	2,781
	視聴覚	2			2		2
	小 計	2,971	102	132	3,205	43	3,248
合 計		64,963	2,911	2,286	70,160	2,852	73,012

※ 未貸出は、取置き期限切れ・予約取消・予約者への連絡不可・資料入手不可を集計したものです。

## 相互協力依頼件数

京 都 府 内			大 学 図 書 館			柏原市		
相手図書館	借受	貸出	相手図書館	借受	貸出	和泉市		
京都府立	892	67	京都学園大学	9		藤井寺市	5	
京都府立総合資料館	1		佛教大学	1		他 県		
京都市	189	722	京都大		1	相手図書館	借受	貸出
綾部市	59	125	京都教育大附属	2	1	滋賀県	14	4
宇治市中央	84	193	京都工芸繊維大	1		兵庫県	18	4
亀岡市	74	111	京都橘大	1		奈良県	3	1
京田辺市	11	40	大 阪 府 内			和歌山県	2	
京丹後市	121	227	大阪府立	2		北海道	1	
城陽市	48	114	大阪市立	4		東京都	4	
長岡京市	42	59	八尾市	2		石川県	2	
福知山市	54	36	高槻市	2		福井県	1	
舞鶴市	81	152	吹田市	5		愛知県	8	
宮津市	49	44	豊中市	5		岐阜県	1	
南丹市	32	202	枚方市	5	2	三重県	7	
向日市	15	72	寝屋川市	5		岡山県	5	1
木津川市	113	156	東大阪市	5		広島県	6	
井手町	35	10	大東市	3		鳥取県	5	
与謝野町	45	87	箕面市	8		愛媛県	4	
宇治田原町	48	28	河内長野市	2		沖縄県	2	
久御山町	24	25	松原市	2				
精華町	56	101	羽曳野市	2				
大山崎町	8	67	池田市	4				
和東町		23	茨木市	12				
南山城村	1	4	堺市	9				
笠置町		12	摂津市	3		府内計	2,103	2,803
京丹波町	7	64	富田林市		1	府外計	183	13
伊根町		60	大阪狭山市	4		合計	2,286	2,816
京都ライトハウス			岸和田市	3				



## 障がい者サービス

◆ 点字図書 貸出数		4 タイトル	4 冊	4 人
点字雑誌 貸出数		33 タイトル	33 冊	33 人
◆ 録音図書 貸出数	カセットテープ	0 タイトル	0 巻	0 人
	※CD(デイジー)	26 タイトル	26 枚	26 人
録音雑誌 貸出数	カセットテープ	11 タイトル	11 巻	11 人
	CD(デイジー)	364 タイトル	364 枚	364 人

※デイジー(DAISY)は、視覚障がい者への録音図書を製作するための国際標準規格です。  
(メディアはCD-ROMを利用しています)

◆ 対面朗読(朗読ボランティアサークル)	6 回
◆ リクエスト図書の音訳(同上)	カセットテープ 0 タイトル 0 巻 CD(デイジー) 0 タイトル 0 枚
◆ 郵送貸出	402 件
◆ 送達貸出	310 件

## その他のサービス

### レファレンス

	八幡	男山	合計
口頭	304 件	207 件	511 件
電話	4 件	1 件	5 件
文書	0 件	0 件	0 件
FAX	0 件	0 件	0 件
合計	308 件	208 件	516 件

### 団体貸出

八幡	138 件	1,936 冊
男山	57 件	1,036 冊
自動車文庫	85 件	1,486 冊
合計	280 件	4,458 冊

### コピー・サービス

八幡	4,855 枚
男山	1,796 枚
合計	6,651 枚

### 市民用PC利用人数

八幡	245 人
男山	168 人
合計	413 人

### 見学・来館・実習

	幼稚園・ 保育園等	小学校	中学校 職場体験	高等学校	八幡支援 学校	大学 図書館実習	その他	大学コンソーシアム インターンシップ
八幡	2 件	5 件	0 件	1 件	0 件	1 件	7 件	0 件
男山	7 件	1 件	0 件	0 件	0 件		23 件	

- ◆ マタニティスクール(「乳幼児と本」についての講座) 3 回 16 人
- ◆ 4ヶ月児健康診査(「子どもと本」についての講座) 0 回 0 人  
※コロナウイルス感染拡大防止ため、図書館職員による講座中止。図書館の案内のみ配布。
- ◆ おはなしの出前 0 件  
※コロナウイルス感染拡大防止ため中止
- ◆ その他実施したサービス・講座等 3 回

## おはなし会

※コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### ▼八幡市民図書館

日 時 : 毎週土曜日 午後2時30分～3時  
担 当 : 当館児童図書室職員  
内 容 : 絵本の読み聞かせ、紙芝居、  
ストーリーテリング  
開催数: 0 回  
参加のべ人数: 0 人

### ▼男山市民図書館

毎月2回(第2・3土曜日) 午後2時30分～3時  
当館職員  
左に同じ  
0 回  
0 人

# 所 蔵 資 料

1. 図 書 全館 261,020 冊

(単位：冊)

分類 \ 館		八幡市立図書館			
		児 童	成 人	参 考	郷土・行政
0	総 記	483	5,530	931	133
1	哲学・宗教	479	6,817	224	123
2	歴史・地理	1,868	13,670	1,465	906
3	社会科学	1,195	24,277	1,407	1,201
4	自然科学	8,095	12,086	578	129
5	技術・工学	3,573	18,696	468	261
6	産 業	293	5,063	268	136
7	芸術・スポーツ	5,122	18,214	556	193
8	言 語	574	2,273	515	43
9	文 学	914	11,008	608	125
F	日本の小説	11,866	22,775		17
E	日本のエッセイ	11	5,223		76
N	外国の小説	9,617	2,598		1
B	個人伝記	325	1,727	1	16
M	マンガ	8	2,040		
ブンコ	文 庫		33,629		4
えほん	絵 本	17,288	28		
紙芝居	紙芝居	982	14		
ダ・カツ	大活字図書		1,792		
G	外国語の図書	444	38		
合 計		63,137	187,498	7,021	3,364

## 2. 視聴覚資料

レコード	595点
カセットテープ	322点
C D	2,099(うち2点は児童用)
ビデオ・DVD	75点(うち1点は児童用)

### 八幡市民図書館

3. 雑 誌 150種 (うち23種寄贈)
4. 新 聞 11種 (うち2種寄贈)
5. 点字図書 22点

### 男山市民図書館

- 116種 (うち10種寄贈)
- 12種 (うち2種寄贈)
- 18点

## 地区別利用者数

地区名	人口	利用者数	利用率	利用率をグラフにしたもの				
				0%	10%	20%	30%	40%
八幡	21,865	2,209	10.1%	[Bar chart showing 10.1% utilization]				
橋本	10,490	1,187	11.3%	[Bar chart showing 11.3% utilization]				
川口	2,591	288	11.1%	[Bar chart showing 11.1% utilization]				
岩田	534	35	6.6%	[Bar chart showing 6.6% utilization]				
野尻	100	9	9.0%	[Bar chart showing 9.0% utilization]				
上津屋	489	38	7.8%	[Bar chart showing 7.8% utilization]				
上奈良	168	15	8.9%	[Bar chart showing 8.9% utilization]				
下奈良	722	32	4.4%	[Bar chart showing 4.4% utilization]				
内里	920	61	6.6%	[Bar chart showing 6.6% utilization]				
戸津	644	54	8.4%	[Bar chart showing 8.4% utilization]				
美濃山	4,323	372	8.6%	[Bar chart showing 8.6% utilization]				
男山香呂	2,438	281	11.5%	[Bar chart showing 11.5% utilization]				
竹園	1,188	153	12.9%	[Bar chart showing 12.9% utilization]				
金振	1,502	204	13.6%	[Bar chart showing 13.6% utilization]				
松里	918	159	17.3%	[Bar chart showing 17.3% utilization]				
弓岡	2,142	253	11.8%	[Bar chart showing 11.8% utilization]				
吉井	1,387	178	12.8%	[Bar chart showing 12.8% utilization]				
石城	1,484	157	10.6%	[Bar chart showing 10.6% utilization]				
八望	1,718	141	8.2%	[Bar chart showing 8.2% utilization]				
泉	955	114	11.9%	[Bar chart showing 11.9% utilization]				
美桜	1,216	133	10.9%	[Bar chart showing 10.9% utilization]				
笹谷	1,735	179	10.3%	[Bar chart showing 10.3% utilization]				
長沢	1,490	172	11.5%	[Bar chart showing 11.5% utilization]				
指月	932	133	14.3%	[Bar chart showing 14.3% utilization]				
雄徳	1,112	164	14.7%	[Bar chart showing 14.7% utilization]				
西山足立	802	94	11.7%	[Bar chart showing 11.7% utilization]				
和気	518	88	17.0%	[Bar chart showing 17.0% utilization]				
丸尾	456	71	15.6%	[Bar chart showing 15.6% utilization]				
欽明台西	1,103	155	14.1%	[Bar chart showing 14.1% utilization]				
東	2,902	149	5.1%	[Bar chart showing 5.1% utilization]				
中央	1,402	339	24.2%	[Bar chart showing 24.2% utilization]				
市内計	70,246	7,617	10.8%	[Bar chart showing 10.8% utilization]				
市外		100		[Bar chart showing 100% utilization]				

# 各種指標

( )内は令和元年度

A	人 口	70,246 人 (令和3年3月31日現在)	( 70,789人)
B	利 用 者 数	7,717 人	( 9,558人)
C	職 員 数	16 人 (うち司書13人)	15人 (うち司書 13人)
D	貸 出 冊 数	449,697 冊	( 503,279冊)
E	蔵 書 冊 数	261,020 冊	( 262,077冊)
F	年 間 購 入 冊 数	13,051 冊	( 14,377冊)
G	図 書 購 入 費	21,922 千円 (令和2年度決算見込額)	( 23,054千円)
H	図 書 館 費	131,595 千円 (令和2年度決算見込額)	( 142,312千円)

※利用者数とは有効登録者数のうち、昨年度に利用した人数のことです。

( )内は令和元年度

1	利用率	$B/A \times 100 =$	11.0 % ( 13.5)
2	市民1人当たりの貸出冊数	$D/A =$	6.40 冊 ( 7.11)
3	利用者1人当たりの貸出冊数	$D/B =$	58.3 冊 ( 52.7)
4	市民1人当たりの蔵書冊数	$E/A =$	3.72 冊 ( 3.70)
5	市民1,000人当たりの年間購入冊数	$F/A \times 1000 =$	185.8 冊 ( 203.1)
6	市民1人当たりの図書購入費	$G/A =$	312.1 円 ( 325.7)
7	市民1人当たりの図書館費	$H/A =$	1,873 円 ( 2,010)
8	職員1人当たりの奉仕人口	$A/C =$	4,390 人 ( 4,719)
9	職員1人当たりの貸出冊数	$D/C =$	28,106 冊 ( 33,532)
10	蔵書回転率	$D/E =$	1.72 回 ( 1.92)
11	市民1人当たりのサービス効果 ※1	$\frac{\text{図書平均単価 } (G/F) \times D - H}{A} =$	8,880 円 ( 9,390)
12	貸出サービス指数 ※2	$\frac{\text{図書平均単価 } (G/F) \times D}{H} \times 100 =$	574.0 ( 567.1)

## ※1 サービス効果とは

図書館の貸出サービスを、図書館がなく、市民ひとりひとりがその図書を購入したと仮定して、金額に換算したもので、市民1人につき1年間に8,880円分の情報、知識あるいは楽しみが提供されたこととなります。

## ※2 貸出サービス指数について

指数100は投入費用と効果が同値で、これより大きい値ほど対費用効率が良いと考えられます。

# 図 書 館 協 議 会

第1回 令和2年11月18日(水)

## 図 書 館 協 議 会 委 員 名 簿

(令和3年3月31日現在)

社会 教育 団体	山本 晴代	朗読ボランティアサークル	学識 経験者	◎小牧 久仁	元八幡市立小学校校長
	斎藤 陽子	八幡おはなしの会	学校関係	笠原 直文	校長会
	○吉川 栄樹	青少年育成団体	市民公募	谷 信明	市民公募
	大谷 千恵	女性団体連絡協議会	社会教育 団体	内藤 友紀子	PTA連絡協議会

◎会長

○副会長

## 予 算 ・ 決 算

(単位:千円)

費 目	2年度決算見込額	3年度予算額
報 酬	33,022	33,924
給 料	25,878	24,685
職 員 手 当 等	15,843	17,091
共 済 費	11,018	10,869
旅 費	849	803
需 用 費	26,636	29,119
(うち資料費)	( 21,554)	( 22,699)
役 務 費	672	738
委 託 料	7,949	9,267
使用料及び賃借料	9,019	9,445
工 事 請 負 費	0	0
備 品 購 入 費	615	640
(うち図書等)	( 368)	( 500)
負担金補助及び交付金	94	94
公 課 費	0	15
図 書 館 運 営 費	131,595	136,690

## テーマ展示コーナー(八幡市民図書館2階成人室内)

テーマに沿ってあつめた司書おすすめの本を、POP(紹介文)とともに展示しているコーナーです。令和元年度は特定のテーマを設定せず、その時々のおすすめの本を展示しました。

期 間		テ ー マ	冊 数	備 考
令和2年	6月・9月	『環境月間』	150冊	
令和2年	9月～12月	『SDGs』	550冊	
令和3年	2月～	『京都八幡高等学校とのPOPフェス』	260冊	

↓その時々のおすすめ本の展示



↓京都八幡高等学校とのPOPフェス



改正

昭和58年1月5日条例第3号  
平成3年10月2日条例第16号  
平成11年3月31日条例第9号  
平成23年3月28日条例第9号  
平成24年3月29日条例第7号  
平成29年3月27日条例第2号

八幡市立図書館条例

(目的)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書館の設置、管理並びに使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本市に図書館を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八幡市立八幡市民図書館	八幡市八幡菖蒲池12番地
八幡市立男山市民図書館	八幡市男山竹園2番地3

(事業)

第3条 図書館は、次の事業を行なう。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、広く市民の利用に供すること。
- (2) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、奨励すること。
- (3) 自動車文庫を運営すること。
- (4) その他図書館の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第5条 図書館に委員10人以内で組織する図書館協議会を置く。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次の各号に掲げる図書館の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 八幡市立八幡市民図書館
  - ア 毎週の金曜日
  - イ 毎月の最終木曜日
  - ウ 12月29日から翌年の1月4日までの各日
  - エ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）のうち館長が定める日
- (2) 八幡市立男山市民図書館
  - ア 毎週の月曜日
  - イ 毎月の最終木曜日
  - ウ 12月28日から翌年の1月4日までの各日
  - エ 祝日法による休日のうち館長が定める日

2 館長が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、または臨時に休館することができる。



(開館時間)

第7条 図書館の開館時間(利用時間)は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの各日 午前10時から午後7時(当該各日が祝日法による休日のうち休館日でない日の場合は午後5時)まで
  - (2) 土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、火曜日から金曜日までの各日に係る八幡市立八幡市民図書館の児童図書室の利用については、午前10時から午後6時までとする。
- 3 館長が特に必要があると認めるときは、前2項に定める開館時間または利用時間を変更することができる。

(図書館資料の複写手数料)

第8条 図書館資料の複写に係る手数料は、1枚20円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

(利用者の責務)

第9条 図書館の利用者は、条例、規則等の規定を遵守するとともに、館長の指示に従わなければならない。

(利用の制限)

第10条 館長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、その入館を断わり、又は退館させることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけるおそれのあるとき、又は迷惑をかけたとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品や動物を所持し、帯同しているとき。
- (3) その他図書館の管理上支障となる行為のあつたとき。

(損害賠償)

第11条 図書館の利用者は、図書館資料及び図書館施設を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める  
(八幡市移動図書館の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 八幡市移動図書館の設置及び管理に関する条例(昭和51年八幡市条例第18号)は、廃止する。  
(八幡市手数料条例の一部改正)
- 3 八幡市手数料条例(昭和32年八幡市条例第8号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。  
(4) 図書館資料の謄写手数料 1件につき 50円

附 則(昭和58年1月5日条例第3号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成3年10月2日条例第16号)

この条例は、平成3年12月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第9号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第9号)

この条例は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日条例第7号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に図書館協議会委員に任命されている者は、この条例による改正後の八幡市立図書館条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

附 則(平成29年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

改正

昭和58年3月25日教委規則第2号  
平成元年1月8日教委規則第2号  
平成3年3月25日教委規則第9号  
平成3年11月21日教委規則第11号  
平成5年3月25日教委規則第3号  
平成10年2月2日教委規則第1号  
平成11年3月31日教委規則第3号  
平成15年9月10日教委規則第10号  
平成23年3月26日教委規則第6号  
平成24年9月5日教委規則第3号  
令和元年10月29日教委規則第4号

八幡市立図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八幡市立図書館条例（昭和55年八幡市条例第30号。以下「条例」という。）の規定に基づき、図書館の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書館の職)

第2条 図書館に条例第4条に規定する職員のほか、必要があるときは、主幹、館長補佐、主査又は主任を置くことができる。

(職務)

第2条の2 館長は、館務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 主幹は、館長の命を受けて特に定めた事務をつかさどる。

3 館長補佐は、上司の命を受けて担当の事務を処理するとともに館長を補佐し、館長に事故あるときは、これを代理する。

4 主査、主任、主事、司書、その他の職員は、上司の命を受け図書館の事務をつかさどる。

(館内利用)

第3条 館内で図書館資料を利用しようとする者は、係員の指示に従うとともに、所定の場所で行わなければならない。

(個人の館外利用)

第4条 個人が、館外で図書館資料を利用しようとするときは、あらかじめ個人館外利用券（以下「利用券」という。）の交付を受けなければならない。

2 利用券は次の各号の一に該当する者に対し、本人の申請により審査のうえ、適当と認める場合にこれを交付する。

(1) 本市に住所を有する者

(2) 本市内に所在する学校、官公署、会社等に在学又は在職する者

(3) その他館長が特に認める者

3 前項の申請は、居住又は通勤通学を証明するものを添えて個人館外利用申込書により行わなければならない。

4 利用券は、利用の都度これを提示しなければならない。

(利用券の紛失等)

第5条 利用券の交付を受けた者は、当該利用券を紛失したとき、又は個人館外利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに館長に届け出なければならない。

2 利用券が、当該利用券の交付を受けた者以外によつて使用され、損害が生じた場合、その責は当該利用券の交付を受けた者に帰するものとする。

(個人の館外利用冊数等)

第6条 館外で同時に利用できる図書館資料の冊数は、24冊を上限とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、当該冊数を別に指定することができる。

2 図書館資料を館外で利用できる期間（以下「貸出期間」という。）は、3週間とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、当該期間を別に指定することができる。

(館外利用の停止)

第7条 館長は、図書館資料を返却期日までに返却しなかつた者に対し、一定期間、図書館資料の館外利用を停止することができる。

(貸出期間後の利用)

第8条 図書館資料を貸出期間後、引き続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。この場合、当該図書館資料を引き続いて利用できる期間は、返却期日から3週間以内とする。

(団体等の館外利用)

第9条 第4条第2項第2号に規定する団体等及び社会教育関係団体（以下「団体等」という。）が館外で図書館資料を利用しようとするときは、あらかじめ団体等館外利用券の交付を受けなければならない。

- 2 団体等館外利用券は、団体等の代表者の申請に基づき、館長が適当と認める場合に交付する。
- 3 前項の申請は、団体等館外利用申込書に当該団体等の所在が確認できる書類を添付して行わなければならない。
- 4 団体等館外利用券は、利用の都度提示しなければならない。

(団体等館外利用券の紛失)

第10条 団体等の責任者は、団体等館外利用券を紛失したとき、又は団体等館外利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(団体等の館外利用冊数等)

第11条 団体等が館外で利用できる図書館資料は、200冊を限度とし、その団体等の利用構成員の2倍の冊数とする。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、200冊又はその団体等の利用構成員の2倍の冊数を超えた冊数とすることができる。

- 2 団体等が館外で利用できる貸出期間は2カ月以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、この限りでない。
- 3 団体等が館外で利用する図書館資料については、その団体等の代表者が責を負うものとする。
- 4 館長は、団体等館外利用券を交付している団体等に対し、その利用状況について報告を求めることができる。

(団体等の館外利用の制限)

第12条 館長が特に必要と認めるときは、団体等が館外で利用することができる図書館資料について制限することができる。

(自動車文庫)

第13条 自動車文庫は、市内を巡回して、図書館資料の自動車文庫外での利用に供すること（次条において「貸出」という。）その他必要な事業を行う。

(自動車文庫の巡回日時等)

第14条 自動車文庫の駐車場及び巡回日時は、館長が指定する。

- 2 自動車文庫の図書館資料の貸出期間は、図書館資料の貸出を受けた場所を基準として、当該図書館資料の貸出を受けた日から次の巡回日までとする。ただし、災害等のやむを得ない事情により自動車文庫の巡回が不可能となつたときは、当該巡回日に最も近い巡回日までとする。
- 3 第4条から第8条まで（第6条第2項を除く。）の規定は、自動車文庫について準用する。

(対面朗読)

第15条 身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者は、図書館において、対面朗読を受けることができる。

- 2 対面朗読を受けようとする者は、利用の登録を行うとともに、あらかじめ希望する日時等を館長に申し出なければならない。

(肢体不自由者等への貸出等)

第16条 館長は、肢体が不自由であること等の理由によつて図書館の利用が困難な市民に対し、その代理人をして当該市民の館外での図書館資料の利用に供すること（自動車文庫を含む。以下「代理人への貸出」という。）ができる。

- 2 館長は、前項の規定にかかわらず、代理人を選ぶことが困難な市民に対し、その者の希望に応じ自宅又は市内の指定された場所（以下「自宅等」という。）に図書館資料を送達することができる。

第17条 前条の規定により代理人への貸出又は自宅等への送達を受けようとする者は、電話、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に規定する民間業者によ

る信書便（以下「郵便等」という。）又は代理人によつてあらかじめ申し出て、登録しておかなければならない。

2 前項の登録は、代理人貸出・送達貸出申込書による。

3 館長は、前条の登録申請があつた場合は、これを審査し、代理人への貸出及び自宅等への送達をすることに決定したときは、代理人・送達貸出登録証を本人に交付し、代理人への貸出及び自宅等への送達をしないことを決定したときは、通知書によりその旨を本人に通知するものとする。

4 図書館資料の送達を受けようとするときは、電話、郵便等又は代理人によつてその都度利用の申込みをしなければならない。

5 図書館資料の貸出期間は、1ヶ月とする。

6 第4条から第8条（第4条第3項及び第6条第2項を除く。）までの規定は、代理人への貸出及び自宅等への送達について準用する。

（館外利用の制限）

**第18条** 次の各号に掲げる資料は、館外での利用を制限することができる。

（1）貴重資料

（2）郷土資料

（3）事典、辞書、年鑑、ハンドブックその他これらに類する資料

（4）その他館長が指定する資料

（利用券の発行の差止め等）

**第19条** 館長は、次の各号の一に該当する者に対し当該利用券及び団体等館外利用券を差止め、又は一定期間資料の貸出を停止することができる。

（1）利用申込書に虚偽の事項を記入した者

（2）利用券を貸与し、又は譲渡した者

（3）返却期限内に図書館資料を返納しない者

（4）図書館資料を損傷した者

2 前項に規定する利用券及び団体等館外利用券の差止めを受けたものは、当該利用券を館長に返却しなければならない。

（利用期間中における図書館資料の返納）

**第20条** 館長が必要と認める場合には、貸出期間（第14条第2項に規定する貸出期間を含む。）中でも図書館資料を返却させることができる。

（集会室使用の許可）

**第21条** 集会室を使用しようとする者は、館長の許可をうけなければならない。

（集会室使用の不許可）

**第22条** 館長は、集会室の使用について次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。

（1）図書館事業と目的を異にするとき。

（2）風紀を乱すおそれがあるとき。

（3）営利を目的とするとき。

（4）その他管理上支障があるとき。

（集会室使用の許可取消等）

**第23条** 館長は、集会室の使用について次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

（1）使用者が条例及びこの規則に違反しているとき。

（2）使用目的以外に使用しているとき。

（3）災害その他の事故により集会室の使用ができないとき。

（4）館長が図書館運営上、特に必要があると認めるとき。

（複写手数料等）

**第24条** 条例第8条に規定する複写手数料は、1枚10円とする。

2 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、図書館資料複写申込書に前項に規定する複写手数料を添えて館長に申し込まなければならない。

3 館長は、前項の申込みを不相当と認めるときは当該申込みに応じないものとする。

4 図書館資料の複写に係る著作権法（昭和45年法律第48号）上の責任は、当該複写を依頼した者が負うものとする。

(資料の寄贈)

第25条 図書館資料の寄贈を受けたときは、他の図書と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

(図書館協議会)

第26条 条例第5条に規定する図書館協議会(以下「協議会」という。)は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館事業について館長に対して意見を述べる機関とする。

(協議会の役員)

第27条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出し、その任期は委員の任期による。

3 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議会の会議)

第28条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席して、これを開くことができる。

(協議会委員の解任)

第29条 教育委員会は、特別な理由があると認めるときは、任期中においても委員を解任することができる。

(協議会の庶務)

第30条 協議会の庶務は、八幡市立八幡市民図書館において処理する。

(委任)

第31条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和55年12月25日から施行する。

2 昭和55年度中に発行する個人館外利用券・団体館外利用券及び代理人・送達貸出登録証の有効期限については、第3条第5項(第13条第3項及び第15条第4項において準用する場合を含む。)または第8条第5項の規定にかかわらず、これを昭和57年3月31日までとする。

附 則(昭和58年3月25日教委規則第2号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成元年1月8日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月25日教委規則第9号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年11月21日教委規則第11号)

この規則は、平成3年12月1日から施行する。ただし、改正前の別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第6号の規定は、当分の間、その効力を有する。

附 則(平成5年3月25日教委規則第3号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成10年2月2日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日教委規則第3号)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に有する改正前の規則による様式は、当分の間これを使用することができるものとする。

附 則(平成15年9月10日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月26日教委規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月5日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月29日教委規則第4号)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

年 報  
令和2年度

(令和3年 7月発行)

八幡市民図書館 〒614-8082 京都府八幡市八幡菖蒲池12番地  
TEL 075-982-7322 FAX 075-981-8530  
<https://www3.city.yawata.kyoto.jp/TOSHOW/asp/index.aspx>

男山市民図書館 〒614-8376 京都府八幡市男山竹園2番地3  
TEL 075-982-4123 FAX 075-982-3325

この「年報」は、再生紙を使用しています。